

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年12月28日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第16号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部  
を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職	区分	職	区分
(略)	(略)	(略)	(略)
藤井寺水道センター工務課長 大阪狭山水道センター総務課長 熊取水道センター所長 太子水道センター所長 河南水道センター所長	(略)	藤井寺水道センター工務課長 大阪狭山水道センター総務課長 熊取水道センター所長 太子水道センター所長 河南水道センター所長 <u>千早赤阪水道センター所長</u>	(略)
阪南水道センター工務課課長補佐 河南水道センター所長補佐	(略)	阪南水道センター工務課課長補佐	(略)

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。